

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 指定就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社いこいの家
代表者氏名	代表社員 宗元 裕介
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県神戸市垂水区北舞子4-10-25 電話 078-742-6943 ファックス 078-742-6944
法人設立年月日	2020年3月16日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	就労継続支援B型いこいの家
事業所番号	神戸市指定(2810801577)
事業所所在地	兵庫県神戸市垂水区北舞子4-10-25
連絡先 相談担当者名	電話 078-742-6943 ファックス 078-742-6944 管理者 福本 けい子
事業所の通常の 事業の実施地域	垂水区、西区、須磨区、長田区、明石市
利用定員	20名
開設年月日	2020年6月1日

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援B型の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 3 前2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援B型を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜(12月30日から1月3日を除く)
営業時間	午前8時45分から午後17時45分まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜から土曜(12月30日から1月3日を除く)
営業時間	午前9時30分から午後3時30分まで

(5) 事業所の職員体制

管理者	福本 けい子
サービス 管理責任者	藤本 真裕

職種	職務内容	人員数
管理者	従業者の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援 B 型の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。	常 勤 1 名
サービス 管理 責任者	<p>1 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討する。</p> <p>2 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援 B 型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援 B 型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援 B 型サービスを提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援 B 型計画（以下「計画」という。）の原案を作成する。</p> <p>3 計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した計画を記載した書面を利用者に交付する。</p> <p>4 計画作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。</p> <p>5 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。</p> <p>6 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行う。</p> <p>7 他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。</p>	常 勤 1 名 非常勤 名
職業 指導員	利用者に対して計画に基づいて、職業的に自立できるよう必要な就職上の技術支援を行う。	常 勤 3 名 非常勤 1 名
生活 支援員	利用者に対して計画に基づいて、生活援助や生活習慣に対する支援を行い、生産活動の支援及び家族や関連機関との調整を行う。	常 勤 名 非常勤 3 名
目標工賃 達成 指導員	事業所が目標とする工賃額を達成するための生産活動等に関する業務を行う。	常 勤 1 名 非常勤 名
調理員	調理業務に関することを行う。	常 勤 名 非常勤 1 名

(6) 設備

設備種類	部屋数	設備の種類	部屋数
訓練室	1室	洗面所	2か所
作業室	1室	便所	2室
相談室	1室	多目的室	1室

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
就労継続支援B型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画を作成します。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 ＜工賃の支払い＞ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習先企業等の紹介	就労継続支援B型計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先の確保をします。
求職活動支援	就労継続支援B型計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。また、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
職場定着支援	障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送迎サービス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
施設外支援	利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援B型計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。
施設外就労	「施設外支援」と「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。

(2) サービス料金 利用料金は、次表のとおりです。

	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
利用料 (6:1) (7.5:1)	8,939円 7,988円	8,597円 7,646円	8,095円 7,144円	7,881円 6,931円
利用者負担額	厚生労働省の定めによる			
	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満	平均工賃月額が1万円未満
利用料 (6:1) (7.5:1)	7,753円 6,803円	7,508円 6,557円	7,187円 6,237円	6,301円 5,735円
利用者負担額	厚生労働省の定めによる			

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※ 負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ) 160円 (Ⅱ) 106円 (Ⅲ) 64円	厚生労働省の定めによる	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合、生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅲ)の場合、生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(Ⅰ) 544円 (Ⅱ) 437円	厚生労働省の定めによる	意思疎通に関して専門性をもつ職員を一定数以上配置している場合、利用1日につき加算されます。
重度者支援体制加算	598円	厚生労働省の定めによる	前年度における障害基礎年金1級を受給する当事業所の利用者が、一定数以上である場合、利用1日につき加算されます。
就労移行支援	416円	厚生労働省の	一般就労への移行後、6か月連続して就労し

体制加算		定めによる	ている利用者が、前年度において定員の 5% を超える場合、利用 1 日につき加算されます。
高次脳機能障害 支援体制加算	437 円	厚生労働省の 定めによる	高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置していることなどを評価する加算です。
目標工賃達成 指導員配置加算	480 円	厚生労働省の 定めによる	目標工賃達成指導員を常勤換算法で 1 人以上配置しており、手厚い人員体制をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合、利用 1 日につき加算されます。
目標工賃 達成加算	106 円	厚生労働省の 定めによる	目標工賃達成指導員配置加算とは、就労継続支援 B 型事業所において、基準上必要となる職員に加えて、目標工賃達成指導員を常勤換算 1.0 人以上配置し、工賃向上の実現のために「工賃向上計画」を作成し、その目標を達成するために積極的に取り組みを行ったときに算定できる加算です。
医療連携 体制加算	(I ~ VI) 341 ~ 1,060 円	厚生労働省の 定めによる	医療機関との連携により、看護職員が事業所等を訪問して利用者に対して看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合、利用 1 日につき加算されます。
福祉・介護職員 処遇改善加算 ※2024 年 5 月迄	所定単位数の (I) 54/1,000 (II) 40/1,000 (III) 22/1,000	厚生労働省の 定めによる	福祉・介護職員の賃金改善等を実施している事業者において加算します 加算は、福祉・介護職員の賃金改善に充てられます。(神戸市地域単価 10.68 円) 基本報酬及び各加算の合計単位数に加算されます。 ※2024 年 5 月まで
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算 ※2024 年 5 月迄	所定単位数の (I) 17/1,000 (II) 15/1,000	厚生労働省の 定めによる	福祉・介護職員の賃金改善等を実施している事業者において加算します 加算は、福祉・介護職員の賃金改善に充てられます。(神戸市地域単価 10.68 円) 基本報酬及び各加算の合計単位数に加算されます。 ※2024 年 5 月まで
福祉・介護職員等 ベースアップ等 支援加算 ※2024 年 5 月迄	所定単位数の 13/1,000	厚生労働省の 定めによる	福祉・介護職員の賃金改善等を実施している事業者において加算します 加算は、福祉・介護職員の賃金改善に充てられます。(神戸市地域単価 10.68 円) 基本報酬及び各加算の合計単位数に加算されます。 ※2024 年 5 月まで
福祉・介護職員等 処遇改善加算 ※2024 年 6 月 より上記加算が 一本化	所定単位数の (I) 93/1,000 (II) 91/1,000	厚生労働省の 定めによる	福祉・介護職員の賃金改善等を実施している事業者において加算します 加算は、福祉・介護職員の賃金改善に充てられます。(神戸市地域単価 10.68 円) 基本報酬及び各加算の合計単位数に加算されます。 ※2024 年 5 月まで

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
初期加算	320 円	厚生労働省の	サービス利用の初期段階(開始から 30 日間)

		定めによる	において、利用1日につき加算されます。
訪問支援特別加算	2,990円	厚生労働省の定めによる	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して1時間以上相談援助を行った場合に加算されます。月2回まで加算されます。
欠席時対応加算	1,003円	厚生労働省の定めによる	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。
食事提供体制加算	320円	厚生労働省の定めによる	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、1日につき加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1,602円	厚生労働省の定めによる	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
送迎加算(Ⅱ)	224円	厚生労働省の定めによる	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
地域協働加算	320円	厚生労働省の定めによる	就労を通じた地域での活躍の場を広げる取り組みとして就労の機会の提供や生産活動の実施に当たることで加算されます。
ピアサポート実施加算	1,068円	厚生労働省の定めによる	障がいのある職員が、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより本人の自立に向けた意欲の向上に効果があることを踏まえ加算されます。

4 その他の費用について

内 容	料 金
日用品費の実費	実費相当額
食事の提供に係る費用	1食につき 500円 食事提供体制加算適用の方は200円 ※前日の午後5時までにキャンセルの連絡のない場合は1食分500円が発生します。
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。	①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること ②利用者ごとの摂食量を記録していること ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・

5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 10 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)事業者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 2 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 就労継続支援 B 型計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援 B 型計画」を作成します。作成した「就労継続支援 B 型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

2024 年度より施設外支援における個別支援計画の見直しを、1 月に 1 回とする

(3) 就労継続支援 B 型計画の変更等

「就労継続支援 B 型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者にする支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 福本 けい子
-------------	------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	かわクリニック		
医院長名	川 浩介		
所在地	神戸市垂水区舞子坂3丁目16-12		
電話番号	078-781-1838		
診療科	内科・消化器内科	入院設備	なし

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	ひょうご福祉サービス総合補償制度

13 非常災害時の対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組み等を行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。避難訓練実施時期

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

①提供した指定就労継続支援 B 型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・ 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ・ 相談担当者は従業者に事実関係の確認を行う。
- ・ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、対応を決定する。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 就労継続支援 B 型 いこいの家 担当 管理者 福本 けい子	兵庫県神戸市垂水区北舞子 4-10-25 電話 078-742-6943 ファックス 078-742-6944 受付時間 平日午前 8 時 45 分～午後 5 時 45 分
【行政の苦情相談窓口】 神戸市保健福祉局 障害者支援課	電話 078-322-5232 受付時間 平日午前 8 時 45 分～午後 12 時 午後 1 時～午後 5 時 30 分
【行政の苦情相談窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	電話 078-332-5617 受付時間 平日午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
【行政の苦情相談窓口】 神戸市生活情報センター (契約についてのご相談)	電話 078-371-1221 受付時間 平日午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

15 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援 B 型の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定就労継続支援 B 型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し

- (2) 指定就労継続支援 B 型の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- (3) これらの記録はサービス完結の日から 5 年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

年 月 日

開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 兵庫県神戸市垂水区北舞子 4-10-25

合同会社いこいの家

代表社員 宗元 裕介

事業所 兵庫県神戸市垂水区北舞子 4-10-25

就労継続支援 B 型いこいの家

説明者 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名 _____

署名代筆者 氏名 _____

(利用者との関係)